

医療法人 浜崎医院（以下「当医療法人」という）は平成30年4月1日より平成30年5月31日までの期間、第3回医療機関債を発行致します。当医療法人運営の「浜崎医院」の駐車場用土地取得、駐車場造成、「サービス付き高齢者向け住宅はまさき」、「サービス付き高齢者向け住宅はまさきの郷」や分院となる「はまさきの郷クリニック」に関する資産取得のため、資金を集めます。1口 100万円で10年後の償還です。利回りは年1.5%です。購入希望者は何口でも購入することが出来ます。購入資金はサービス付き高齢者向け住宅はまさき1階特別室に持参して頂くか、当医療法人の口座に振り込んで頂きます。振込手数料は当医療法人が負担します。購入日より5月31日までの期間の利回りは日割りで追加されます。債券書は作成せず、債券購入証明書を発行します。

（1）この医療機関債は当医療法人が独自に発行するもので、発行ガイドラインを順守するものの、金融商品取引法の適用がなく、その定める手続によらないものです。また、現段階では公認会計士のアドバイスは受けていますが、監査を受けておりません。発行総額が1億円を超えた場合には、監査をお願いすることになります。

（2）債券購入希望者には医療法人は、法定の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書を購入対象者に対して開示致します。

（3）利率の決定に当たっては、発行予定日2カ月前発表の新発長期国債利回りに1%を上乗せしたものを標準利率とし、その標準利率の2倍に相当する率又は標準利率に2%を上乗せした率のいずれか低い方の率を限度とすることとなっており、今回は年1.5%と致します。（今回の場合1口100万円で毎年5月31日に利子1万5千円が指定口座に振り込まれ、10年後は100万円も合わせて振り込まれます。）

（4）医療機関債の購入対象者は、当該法人の役職員やその縁者、地域住民等となります。

（5）購入人数が49人以下の医療機関債については、譲渡（贈与・寄付による名義の変更を含む。）を原則禁止とします。ただし、購入者が自らの保有する医療機関債を一人に対し一括して譲渡する場合は除く。その場合、当医療法人理事会の承認を得る必要があります。

（6）医療法人が、医療機関債の購入者に対して、利子の支払の他に経済的利益を付与する際には、当該経済的利益は健康保険法（大正11年法律第70号）その他法令の規定に基づく医療に係るものであってはなりません。

（7）医療機関債の購入者は、設定された金利等を受け取り、償還期日が到達した際、表示された債務の償還を受ける権利があるのみであり、その購入をも

って法的に医療法人の経営に影響を及ぼす立場に立つものではありません。

(8) 医療法第51条の2の規定により、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書等を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧致します。その際、医療法人は、これらに加え、医療機関債の資金の用途又は取得した資産の状況、直近の3会計年度の財務状況を記載した書類についても、法定の書類と同様に毎年作成し、決算期ごと、債権者に対して情報提供を行います。開示の方法については、ホームページ等で公開することを基本とします。(パスワード入力必要)

(9) 医療機関債の発行の際に明示した条件(利率、償還期日等)を変更するときは、医療法人は、購入者全員による集会の開催により購入者の同意を得るものとします。

(10) 繰上償還

医療法人が、満期日前に医療機関債の償還をしようとする場合は、あらかじめ購入者全員に対する説明と同意を得るものとし、その同意を得る方法については、購入者全員による集会の開催を行います。

(11) 満期日前に、次に掲げる理由により、購入者又はその相続人からの医療機関債の償還の申出があった場合には、買入れ償還に応じる事とします。

ア 購入者が死亡したため

イ 購入者が破産宣告を受けたため

ウ 購入者が疾病又は障害により生計を維持できなくなったため

エ その他アからウまでに準ずる理由として発行者が認めたもの

(12) 購入後3年を経過した後に、満期日前に購入者又はその相続人からの医療機関債の償還の申出があった場合には、前項アからエ以外の理由の場合にも、医療法人は買入れ償還に応じる事とします。この場合は申し出より3ヶ月程度の猶予を頂きます。

振込口座

足利銀行 春日部支店 普通口座 口座番号 5026651

イ) ハマサキイン

医療法人 浜崎医院 理事長 濱崎 卓

TEL 048-745-6222

FAX 048-731-0022

携帯 080-3120-5558